

## 食と農業農村振興審議会における分科会の設置について（案）

### 第 1 設置の目的

「長野県食と農業農村振興の県民条例」に基づく「長野県食と農業農村振興計画」（以下「振興計画」）の円滑な策定を進めるため、「長野県食と農業農村振興審議会」（以下、「審議会」）に分科会を設置する。

### 第 2 分科会の設置

審議会に、「食分科会」と、「農業農村分科会」の 2 つの分科会を設置する。

### 第 3 分科会の構成

分科会の構成は、審議会長が審議会委員から担当委員を指名し、1 分科会 5 人以内で構成する。

### 第 4 分科会の運営

- ( 1 ) 分科会には座長を置き、分科会担当委員が互選する。
- ( 2 ) 座長は、会務を総理し、座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した分科会担当委員が、その職務を代理する。
- ( 3 ) 分科会は、審議会長が招集する。
- ( 4 ) 座長が認める場合は、分科会担当委員以外の者がオブザーバーとして協議に参画することができる。
- ( 5 ) 分科会は、分科会担当委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- ( 6 ) 分科会の事務局は、県庁農政部農業政策課に置くこととし、事務局長は、農業政策課長の職にある者が充たる。

### 第 5 分科会の任務

分科会は、県が策定する振興計画に関し、専門的かつ実務的な立場から協議し、座長は、協議結果を、審議会に報告するものとする。